

別紙

仕 様 書

1. 件名

琉球大学職員健康診断、学生特殊健康診断及び大学病院職員抗体検査委託業務

2. 契約期間

令和8年6月1日 ～ 令和10年5月31日

3. 日程案等

①出張健康診断

一般健康診断及び特殊健康診断

【令和8年】

6月期	西普天間事業場：	6月の連続する6営業日
	千原事業場：	6月の連続する4営業日
12月期	西普天間事業場：	12月の連続する5営業日
	千原事業場：	12月の連続する2営業日

【令和9年】

6月期	西普天間事業場：	6月の連続する6営業日
	千原事業場：	6月の連続する4営業日
12月期	西普天間事業場：	12月の連続する5営業日
	千原事業場：	12月の連続する2営業日

※上記日程案をもとに、各開催時期の状況に応じて調整することがある。

②委託健診機関における健康診断

随時（委託健診機関の営業日・営業時間内）

（※対象：雇入れ時健康診断、海外派遣職員健康診断及び①による出張健康診断未
受診者）

4. 検査項目及び受診予定件数

別紙検査項目表のとおり

このうち法定外検査項目は、国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程（千原事業場）第14条第2項、国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程（西普天間事業場）第14条第2項、国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程（西表事業場）第14条第2項、並びに国立大学法人琉球大学における職員の健康情報等の取扱規程第5条第2項第2号に基づき、事業者が労働者に当該法定外検査を実施し、その結果を受領する

にあたっては、事前に受検者たる労働者から同意を取得することを要するため、健康診断実施前に配布する問診票等に当該法定外検査実施及び当該検査結果を大学に提供することに対する同意書を含めることで対応する。

受診予定件数は、令和6年と令和7年（2年分の）実績である。

※ただし、予定件数はあくまでも見込数であり、本契約で保証する件数ではない。件数に増減が生じた場合、その件数を契約件数とする。

5. 実施方法及び日程

「令和8年度及び令和9年度琉球大学職員健康診断実施要項」、「令和8年度及び令和9年度及び琉球大学学生特殊健康診断等実施要項」及び「令和8年度及び令和9年度琉球大学病院職員抗体検査実施要項」のとおり

6. 費用請求

健診機関は、各健康診断終了後30日以内（ただし、3月受診分については4月14日まで）に請求書及び関連書類（請求明細書等）を作成し提出すること。

7. 守秘義務

健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、契約期間終了後も厳守すること。

8. 損害賠償

実施機関は、故意又は過失により本学又は職員及び学生に損害を与えたときは、その賠償の責に任ずるものとする。

9. 実施場所の設営及び撤去

実施機関は、実施場所の設営及び撤去を行い本学担当職員の確認を行うこととする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項並びに業務の実施に際し疑義が生じた場合は、その都度本学担当職員に連絡し、その指示に従うものとする。

11. 結果報告及び請求書送付先

①職員健康診断

結果報告

千原：総務部職員課職員係（保健管理センター内） 098-895-8669

西普天間：西普天間キャンパス事務部総務課労務・職員係 098-894-1332

請求書送付 総務部職員課職員係 098-895-8027

②学生特殊健康診断等

結果報告 保健管理センター 098-895-8144

請求書送付 学生部学生支援課学生係 098-895-8127

③大学病院職員抗体検査

結果及び請求書 西普天間キャンパス事務部総務課労務・職員係 098-894-1329

令和8年度及び令和9年度琉球大学職員健康診断実施要項

職員健康診断については、「労働安全衛生法」及び「学校保健安全法」に基づき以下のとおり実施する。（労働安全衛生法第66条、学校保健安全法第15条）

1. 健康診断の種類及び対象者

1) 一般健康診断

- ①**雇入時の健康診断**（労働安全衛生規則第43条）…雇入時に直ちに実施する。 **別紙1**
- a. 医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
- ②**定期健康診断**（労働安全衛生規則第44条・学校保健安全法施行規則第13条）…1年以内ごとに1回 **別紙1**
- a. 附属学校職員については、労働安全衛生規則に規定される検査項目に加え、学校保健安全法施行規則に規定される検査項目である「胃の疾病及び異常の有無」を追加（ただし省略可）。
- b. 雇入時の健康診断、海外派遣労働者の健康診断及び特定業務従事者の健康診断のうちいずれかを受診した者は、受診日から1年間に限り相当する項目について省略可。
- c. 病院職員に関しては、HBs 抗体価 [CLEIA（化学発光酵素免疫測定）法又は CLIA（化学発光免疫測定）法] を追加する場合がある。
- ③**特定業務従事者の健康診断**（労働安全衛生規則第45条）…特定業務（労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務）への配置換えの際、6月以内ごとに1回 **別紙2**
- a. 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する者。
- ④**海外派遣労働者の健康診断**…（労働安全衛生規則第45条の2）
- a. 対象者…業務命令により本邦以外の業務（業務形態として転勤、在籍出向、出張等）に6月以上従事する者。
- b. 派遣前及び帰国後速やかに実施。
- c. 派遣前に、①、②、③又は特殊健康診断のいずれかを受診した者は、受診日から6月間に限り相当する項目について省略可。
- ⑤**給食従業員の検便検査**（労働安全衛生規則第47条）…雇入れ又は当該業務への配置替の際に実施。（委託業務）※集団健診委託業者除く
- a. 附属学校給食室調理関係職員（検査の頻度：毎月2回）
- b. 琉球大学病院栄養管理室調理関係職員（検査の頻度：毎月1回）

2) 特殊健康診断…常時有害な業務に従事する者に対し、原則として雇入時、配置換えの際及び6月以内ごとに1回、それぞれ特別の健康診断を実施する。 **別紙3**

※第1次検査の結果で第2次検査を実施する場合は、随意契約の上、第2次検査を実施する。

別紙3（別表2及び別表3）

- a. 歯科医師による健康診断については本契約に含めず、学外指定歯科医院と別途契約し、職員健康診断とは別日で実施する。

3) 一般健康診断検査項目

労働安全衛生規則による項目。ただし、職員の健康管理上、有益と考えられる法定外検査項目について、産業医等の総合的な判断により追加して実施する場合は、当該検査に係る問診票等において、当該検査項目が法定外検査項目であること及び当該検査結果を大学が取得することについて受検者から同意を得ることとする。

別紙4

4) 労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断

①対象者・・・定期健康診断受診者のうち、下記の a.～d.に掲げる検査項目について有所見が3項目または4項目の者。

a. 血圧検査

b. 血中脂質検査

c. 血糖検査

d. 腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定

②二次健康診断の案内及び申込方法等については、健康診断終了後に、対象職員に別途案内する。

2. 実施方法及び日程について

別紙5

本学と健診機関との委託契約（※一部を除く。）により以下のとおり実施する。

1) 出張健康診断等

本学において一年度内に2回実施する。

令和8年度

6月 定期健康診断

特定業務従事者の健康診断（1回目）

特殊健康診断（1回目）

12月 特定業務従事者の健康診断（2回目）

特殊健康診断（2回目）

未受診者の健康診断

令和9年度

6月 定期健康診断

特定業務従事者の健康診断（1回目）

特殊健康診断（1回目）

12月 特定業務従事者の健康診断（2回目）

特殊健康診断（2回目）

未受診者の健康診断

2) 随時実施の健康診断

受診対象職員が委託健診機関において受診するもの。日程は個別調整とする。

①雇入時の健康診断

②海外派遣労働者の健康診断

③出張健康診断実施時に不在（休職・出張・休暇等）であった職員の健康診断

(未受診者健診) ※復職又は帰任前後速やかに受診する。

3) 事前準備

- ①事前に大学と健診機関とで打合せを行うこと。
- ②医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項で義務付けられている「診療所開設許可申請書」を大学と連携して作成し管轄する保健所へ提出すること。
- ③大学は、問診票の作成などに必要な受診者情報(所属、氏名、性別、生年月日、検査項目、保険者番号、被保険者証等記号・番号ほか)を原則健康診断30日前までに健診機関へ提供すること。
- ④健診機関は、①を受け、問診票を作成し、原則7日前までに事業場別に大学の指定した場所に納入すること。
- ⑤問診票と採尿セットは封入し、表から所属・氏名が確認できること。具体的な内容については大学側担当者と別途調整すること。

4) 健診当日

- ①健診機関は実施会場の設営及び撤収を行い、本学担当者の確認を受けること。
- ②健診機関は受付業務(所属・氏名等、健診内容の確認、尿容器の回収、進路誘導)を行うこと。
- ③採血の際は手袋を着用すること。
- ④履行期間内及び定められた受診時間に実施するため、必要な検診車及び検査機器等を配備し、併せて医師・技師・看護師他必要な人員を派遣すること。

5) 健康診断結果報告書等結果提出先

- ① 千原事業場 総務部職員課職員係(保健管理センター内)
- ② 西普天間事業場 西普天間キャンパス事務部総務課労務・職員係

6) 提出書類

- ①個人宛健診結果報告書(親展)・・・一般健康診断及びに*特殊健康診断(高気圧・電離放射線・有機溶剤・特定化学物質)の結果報告書
- ②法令書式健康診断結果個人票(例:電離放射線健康診断個人票)
- ③健診結果報告書(職域健診集計表)
 - a. 一般健康診断
 - b. *特殊健康診断
- ④健康診断結果受診者一覧名簿(受診項目含)
 - a. 一般健康診断
 - b. *特殊健康診断
- ⑤労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断給付対象者の検査結果
 - a. 結果一覧表他
 - b. 個人通知及び受診案内(親展)
- ⑥労働基準監督署への報告様式に対応する集計結果
年に2回、4月～9月分を10月末日、10～3月分を4月末日にそれぞれ報告。
 - a. 職員健康診断結果報告(定期健康診断・特定業務従事者健康診断・随時の健康診断を含む。)
 - b. 特殊健康診断結果報告

7) 結果報告書の書面及び電子データの提供について

- ①書面での提出(特殊健診のみ)

②電子データ（Excel、XML 及び PDF）での提出

8) 要精査の通知（紹介状等）について・・・別封とすること。

9) 健康診断結果報告書の届日について

2)①は、事業場毎の職員健康診断終了後 30 日以内に各事業場提出先へ届けること。

10) 胸部エックス線検査他、要再検査及び要精密検査の緊急値報告について

①検査結果において、至急報告の必要ありと判断された場合は、その内容を各事業場担当者へ速やかに通知すること。

②胸部レントゲン撮影結果、至急報告の必要ありと判断された場合は、レントゲン画像の提出その他事後対応に協力すること。なお、感染症予防法に規定される感染症など、感染力や重篤性の高い疾病への罹患が疑われる場合は、これに準じて取り扱うこと。

3. 費用請求について

健診機関は、職員健康診断終了後 30 日以内に（ただし、3月分は4月14日まで）次の①～④を琉球大学総務部職員課職員係宛てに提出すること。

①見積書

②業務完了報告書

③請求書（請求明細添付）

④ 6)提出書類③④

4. その他

1) 事故等の緊急の事態を想定して、緊急連絡網を明確にしておくこと。

2) 健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。このことは、契約期間満了後も厳守すること。

3) この事項に定めることその他、健康診断の実施に関して必要な事項は、本学及び委託健診機関が協議の上、定めるものとする。

雇入時健康診断及び定期健康診断対象者

健康診断名	受診対象者
雇入時健康診断	<p>1.対象者：新規に雇用される者</p> <p>1) 常勤職員</p> <p>2) 非常勤職員：週20時間以上勤務の文科省共済保険加入者で1年以上雇用見込みの者</p> <p>*前職場などで健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときはこの限りではない。</p> <p>2.有害業務に常時従事する者（※特殊健康診断対象者）</p>
定期健康診断	<p>1. 常勤職員</p> <p>2. 非常勤職員：週20時間以上勤務の文科省共済保険加入者で1年以上雇用見込みの者</p> <p>ただし、以下に該当する者を除く</p> <p>*雇入時健康診断受診者</p> <p>*人間ドック受診にて職員健康診断を代替する者</p>

特定業務従事者の健康診断(労働安全衛生規則第45条)対象者

*「労働安全衛生規則第13条第1項第2号」に規定される下記業務従事者

別紙2

特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際および6月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。

胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回定期に行えば足りることとされています。年2回のうち1回は貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査または心電図検査については、医師が必要ないと判断したときに限り省略することができます。

	対象となる業務	該当部局・対象職員等	備考
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	・総合技術部職員の一部 ・病院職員の一部	多量の高熱物体を取扱う業務 著しく暑熱な場所: 乾球温度40度・湿球温度32.5度・黒球寒暖計示度50度
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務	・総合技術部職員の一部	低温物質の取扱い業務 著しく寒冷な場所: 乾球温度零下10度以下の場所
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	・放射性同位元素等取扱施設においての業務従事者 ・放射線診療業務従事者(ガラスバッヂ登録者) ・放射線業務従事者	その他の有害放射線とは紫外線、可視光線、赤外線等であって強烈なもの及びラジウム以外の放射能物質例えば、ウラニウム、トリウム等よりの放射線をいう。 ここにいう業務とは、ラジウム放射線、エックス線、紫外線を用いる医療、検査の業務、可視光線を用いる映写室内の業務、動続土石熔融炉内の監視の業務等である。
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	・医学部及び動物実験施設職員の一部	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所とは、植物性(綿、糸、ぼろ、木炭等)動物性(毛、骨粉等)鉱物性(土石、金属等)の粉じんを、作業する場所の空気1立方センチメートル中に粒子数1,000個以上又は1立方メートル中に15ミリグラム以上含む場所をいう。
ホ	異常気圧下における業務	・高気圧室業務従事者 【潜水業務従事者】 ・西表研究施設職員の一部 ・瀬底研究施設職員の一部 ・理学部職員の一部	高気圧下における業務: ・潜函(せんかん)工法、潜鐘(せんしょう)工法、圧気シールド工法その他の圧気工法による大気圧をこえる圧力下の作業室、シャフト等の内部における業務 低気圧下における業務: ・ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器(アクアラング等)を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて行う業務
ヘ	削岩機、びょう打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務	・総合技術部職員の一部 ・施設運営部職員の一部 ・西普天間キャンパス事務部管理課職員の一部	さく岩機、鉦打機等(チェーンソー含む)の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 ・衝程70ミリメートル以下及び重量2キログラム以下の鉦打機はこれを含まない。 ・上記以外のさく岩機、鉦打機等を使用する業務
ト	重量物の取扱い等重激な業務		30キログラム以上の重量物を労働時間の30パーセント以上取扱う業務及び20キログラム以上の重量物を労働時間の50パーセント以上取扱う業務
チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	・総合技術部職員の一部 ・病院職員の一部	騒音作業に常時従事する者
リ	坑内における業務		
ヌ	深夜業を含む業務	・病院職員の一部	業務の常態として深夜業を週1回以上又は月4回以上(午後10時から翌日の午前5時までの間における作業)を必要とする業務
ル	水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取扱う業務 いわゆる酸健診: 歯科医師による健診	次に掲げる部局等職員の一部 ・教育学部職員 ・理学部職員 ・工学部職員 ・農学部職員 ・総合技術部職員 ・医学部及び病院職員	研究や実験等で下記有害化学物質使用実績あり ・化学物質取り扱い状況調査票を提出 ・ホルマリン・エチレンオキシドガス取扱者は、特殊健康診断はないが、特定業務従事者として一般健康診断を6月ごとに受診する。
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は、粉じんを発散する場所における業務 例:ホルマリン、エチレンオキシド等のガス	・総合技術部職員 ・医学部及び病院職員	(歯科医師による健診は職員健康診断とは別日で実施する。)
ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務	・熱帯生物圏研究センター職員の一部 ・医学部及び病院職員の一部	病原体の取り扱いのある部局等(琉球大学千原地区病原体等安全規則・琉球大学医学部病原体安全管理規程)
カ	その他厚生労働大臣が定める業務		本項目に基づく告示は示されていない。

特殊健康診断等 ①②⑤の対象職員は「化学物質取扱状況調査」に基づき「特殊健康診断等調査票」に回答すること。

*「特定の有害業務従事者に対する健康診断」・・・雇入時、当該業務への配置換え時及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施する。

別紙3

	各法令に基づく特殊健康診断等	対象職員	検査項目等	備考
特 殊 健 康 診 断	有機溶剤健康診断 (有機溶剤中毒予防規則第29条)	有機溶剤を取り扱う職員 (主に特定業務「ワ」に該当する職員)	必須項目 (有機溶剤中毒予防規則第29条第2項、3項) 1. 業務歴調査 2. 既往歴 3. 自覚症状及び他覚症状 4. 作業条件の簡易な調査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物量の検査 6. 有機溶剤の種類に応じ実施する項目(別紙3 別表1) ① 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 ② 肝機能検査 ③ 貧血検査(血色素量、赤血球数) ④ 眼底検査 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目(有機溶剤中毒予防規則第29条第5項) 1. 作業条件の調査 2. 貧血検査 3. 肝機能検査 4. 尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査 5. 神経内科学的検査	尿の採取時期 連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことが望ましいが、キシレン等は連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えない)
	特定化学物質健康診断 (特定化学物質等障害予防規則第39条)	特定化学物質を取り扱う職員 (主に特定業務「ワ」に該当する職員)	1. 業務経歴調査 2. 既往歴の有無調査 3. 自覚・他覚症状の有無調査 *特定化学物質の種類により行う項目	別表2 第1次検査 別表3 第2次検査 取り扱う特定化学物質の種類により検査項目が異なる。 ホルマリン・エチレンオキシド取扱いは、(特定化学物質等障害予防規則に基づく特殊健康診断を行う必要はなく、労安衛法に基づく特定業務従事者健康診断を、配置換え時及びその後6月以内ごとに1回実施する。
	高気圧業務健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第38条)	特定業務「ホ」に該当する職員	第一次検査 1. 既往歴及び高気圧業務歴 2. 自覚症状又は他覚症状の有無 3. 四肢の運動機能 4. 鼓膜及び聴力 5. 血圧の測定、尿糖及び尿蛋白 6. 肺活量検査	第二次検査 (第一次検査の結果、医師が必要と認めた者について実施) ①作業条件調査 ②肺換気機能検査 ③心電図検査 ④関節部のX線直接撮影による検査
	電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)	特定業務「ハ」に該当する職員	1. 被ばく歴の有無調査及びその評価 2. 白血球数及び白血球百分率 3. 赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値検査 4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査 医師が必要でないと思えるときは、2.～5.に掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。	健康診断項目について、以下の者は血液検査の省略は不可。 ・本学の放射性同位元素等取扱施設においての業務従事者(琉球大学放射線障害予防規則) ・業務従事者として登録する前。 ・前年1年間の実効線量が5ミリシーベルト以下、かつ健診日以降の1年間の実効線量が、5ミリシーベルトを超える恐れがある者。 ・上原事業場の業務従事者においては、産業医の判断による者についてはその限りではない。

	各法令に基づく特殊健康診断等	対象職員	検査項目等	備考
る 歯 科 医 師 に よ	⑤ 歯科健康診断 (労働安全衛生規則第48条)	特定業務「ル」に該当する職員	1.作業内容 2.取扱い物質・取扱量・取扱時間他調査 3.歯科健康診断	学外指定歯科医院にて、職員健康診断とは別日で実施する。
騒 音 作 業 健 康 診 断	⑥ 騒音作業健康診断 (基発0420第2号令和5年4月20日)	騒音作業に常時従事する職員	1.業務歴の調査 2.既往歴の調査 3.自覚症状及び他覚所見の有無 4.オージオメーターによる気導純音聴力検査 (250・500・1000・2000・4000・6000・8000Hz) *雇入時健康診断診及び離職時等にも実施する。	雇入れの際、当該業務への配置替の際及び6月以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を行うこと。 また、第I管理区分に区分された場所又は屋内作業場以外の作業場で測定結果が85dB未満の場所における業務に従事する労働者については、本ガイドラインに基づく騒音作業健康診断を省略しても差し支えない。
振 動 業 務 健 康 診 断	⑦ 振動業務健康診断 (基通達昭和45年2月28日)	チェーンソー等を常時使用する職員	振動障害の特殊健康診断の診断項目は、職歴調査、自覚症状調査、問診、視診、触診、運動機能検査、血圧等、抹消循環機能検査及び抹消神経機能検査となっています。(昭和50年10月20日付け労働省労働基準局長通達「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」による。)(昭和45年2月28日付け労働省労働基準局長通達「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」(昭和48年10月18日改正)による。)	雇入れの際、当該業務への配置替の際及び6月以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を行うこと。

別紙3 別表1

<https://www.iaish.gr.jp/horei/hor1-2/hor1-2-21-m-2.html>

有機溶剤等健康診断(種類・検査項目等)

有機溶剤中毒予防規則 別表(第二十九条関係)

	有機溶剤の種類	検査項目				本学でよく使用する有機溶剤
		代謝物	肝機能	貧血	眼底	
1	一 エチレングリコールモノエチルエーテル 二 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート 三 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル 四 エチレングリコールモノメチルエーテル 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物			○		
2	一 オルトジクロロベンゼン 二 クレゾール 三 クロロベンゼン 四 一・二ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物		○			○
3	一 キシレン 二 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	○				○
4	一 N・N-ジメチルホルムアミド 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	○	○			○
5	一 1,1,1-トリクロロエタン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	○				
6	一 トルエン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	○				○
7	一 二硫化炭素 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物				○	
8	一 ノルマルヘキサン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	○				○

参考 別表1の代謝物の検査内容

	検査内容	対象物質	本学でよく使用する有機溶剤
1	尿中代謝物検査(メチル馬尿酸)	キシレン	○
2	尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド)	N,N-ジメチルホルムアミド	○
3	尿中代謝物検査(トリクロ酢酸又は総三塩化物)	1,1,1-トリクロロエタン	○
4	尿中代謝物検査(馬尿酸)	トルエン	○
5	尿中代謝物検査(2,5-ヘキサジオン)	ノルマルヘキサン	○

特定化学物質健康診断（業務内容・健康診断の期間・実施項目）

	業務	期間	項目
1	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣（さ）検鏡の検査又は尿沈渣（さ）のパパニコロ法による細胞診の検査
2	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ビス（クロロメチル）エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 当該業務に三年以上従事した経験の有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
3	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ペーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼（そう）白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼（そう）白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣（さ）検鏡の検査又は尿沈渣（さ）のパパニコロ法による細胞診の検査
4	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ジクロロベンジジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣（さ）検鏡の検査又は尿沈渣（さ）のパパニコロ法による細胞診の検査
5	アルファナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 アルファナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦（けん）怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼（そう）白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦（けん）怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼（そう）白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣（さ）検鏡の検査又は尿沈渣（さ）のパパニコロ法による細胞診の検査
6	塩素化ビフェニル（PCB）等を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 四 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 毛囊（のう）性瘡（さそう）、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査
7	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 オルトトリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣（さ）検鏡の検査又は尿沈渣（さ）のパパニコロ法による細胞診の検査
8	ジアニジン及びその塩（これらの物をその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ジアニジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣（さ）検鏡の検査又は尿沈渣（さ）のパパニコロ法による細胞診の検査
9	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	6月 1年	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査 四 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸（き）、息苦しさ、倦（けん）怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 肺活量の測定 胸部のエックス線直接撮影による検査
10	ペンソトリクロリド（これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 ペンソトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔（くう）炎、鼻ポリプ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔（くう）炎、鼻ポリプ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 五 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査 六 令第二十三条第九号の業務に三年以上従事した経験の有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
11	アクリルアミド（これをその重量のオーバーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

特定化学物質健康診断（業務内容・健康診断の期間・実施項目）

	業務	期間	項目
12	アクリロニトリル (これをその量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦(けん)怠感、易疲労感、悪心、嘔(おう)吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦(けん)怠感、易疲労感、悪心、嘔(おう)吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
13	アルキル水銀化合物 (これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜(し)眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
14	インジウム化合物 (これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業の条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清インジウムの量の測定 六 血清シアル化糖抗原KL-6の量の測定 七 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
15	エチルベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業の条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 エチルベンゼンによる目の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(く)刺激症状、頭痛、倦(けん)怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 目の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔(く)刺激症状、頭痛、倦(けん)怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
16	エチレンイミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業の条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔(おう)吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔(おう)吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
17	塩化ビニル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 塩化ビニルによる全身倦(けん)怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸(だん)、黒色便、手指の蒼(そう)白、疼(とう)痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦(けん)怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸(だん)、黒色便、手指の疼(とう)痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 肝又は脾(ひ)の腫大の有無の検査 六 血清ビリルビン、血清グルタミンオキサロアセチルトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビツトランスアミナーゼ(GPT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査 七 当該業務に十年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
18	塩素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜炎、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
19	オーラミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
20	オルトトルイジン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 オルトトルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、心悸(き)亢(こう)進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトトルイジンの量の測定、尿沈渣(さ)検査の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査(尿中のオルトトルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
21	オルトフタロジニトリル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 てんかん発作の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦(けん)怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼(そう)白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
22	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 カドミウム又はその化合物によるせき、たん、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血液中のカドミウムの量の測定 六 尿中のベータ2-ミクログロブリンの量の測定

特定化学物質健康診断（業務内容・健康診断の期間・実施項目）

	業務	期間	項目
23	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらによるせき、たん、胸痛、鼻腔(く)の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿(せん)孔等の鼻腔(く)の所見の有無の検査 六 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第四号の業務に四年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
24	クロロホルム(これをその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 クロロホルムによる頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクビロビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査
25	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 胸部のエックス線直接撮影による検査
26	五酸化バナジウム(これをその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼(そう)白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 肺活量の測定 六 血圧の測定
27	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘(ぜい)鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、息苦しさ、息切れ、喘(ぜい)鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
28	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査 四 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 六 令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
29	酸化プロピレン(これをその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
30	三酸化ニアンチモン(これをその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 三酸化ニアンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 せき、たん、頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹(しん)等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査(尿中のアンチモンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
31	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 シアン化カリウム 二 シアン化水素 三 シアン化ナトリウム 四 第一号又は第三号に掲げる物をその重量の五パーセントを超えて含有する製剤 五 第一号に掲げる物をその重量の十パーセントを超えて含有する製剤	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の調査 三 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、疲労感、倦(けん)怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
32	四塩化炭素(これをその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四塩化炭素による頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクビロビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査
33	一・四・ジオキサン(これをその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・四・ジオキサンによる頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクビロビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査

特定化学物質健康診断（業務内容・健康診断の期間・実施項目）

業務	期間	項目
44 テトラクロロエチレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、振顫(せん)、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、振顫(せん)、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 血清グルタミンツクオキサロアセチルトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査 八 尿中の潜血検査
45 トリクロロエチレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、振顫(せん)、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸(けい)部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、傾眠、振顫(せん)、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸(せん)部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 血清グルタミンツクオキサロアセチルトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査 八 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
46 トリレンジイソシアネート(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦(けん)怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘(ぜん)息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦(けん)怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘(ぜん)息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
47 ナフタレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 四 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
48 ニッケル化合物(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ニッケル化合物による皮膚、気道に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚、気道に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
49 ニッケルカルボニル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒(そうよう)感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔(おう)吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒(そうよう)感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
	1年	胸部のエックス線直接撮影による検査
50 ニトログリコール(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血圧の測定 六 赤血球数等の赤血球系の血液検査
51 パラジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 パラジメチルアミノアゾベンゼンによるせき、咽頭痛、喘(ぜい)鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、咽頭痛、喘(ぜい)鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)鏡検の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコロ法による細胞診の検査
52 パラニトロクロロベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 パラニトロクロロベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦(けん)怠感、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進(しんきこうしん)、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、倦(けん)怠感、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進(しんきこうしん)、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
53 砒(ひ)素又はその化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 砒(ひ)素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿(せん)孔等の鼻腔(くう)の所見の有無の検査 六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

特定化学物質健康診断（業務内容・健康診断の期間・実施項目）

	業務	期間	項目
54	弗(ふっ)化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 弗(ふっ)化水素による呼吸器症状、眼の症状等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼、鼻又は口腔(く)の粘膜の炎症、歯牙の変色等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
55	ペータープロピオラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ペータープロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 胸部のエックス線直接撮影による検査
56	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進(しんきこうしん)、倦(けん)怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、心悸亢進(しんきこうしん)、倦(けん)怠感、四肢のしびれ、食欲不振等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 赤血球数等の赤血球系の血液検査 六 白血球数の検査
57	ペンタクロルフエノール(別名PCPF)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦(けん)怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜(し)好、多汗、発熱、心悸亢進(しんきこうしん)、眼の痛み、皮膚掻痒(そうよう)感等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦(けん)怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜(し)好、多汗、眼の痛み、皮膚掻痒(そうよう)感等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血圧の測定 七 尿中の糖の有無の検査
58	マゼンタ(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 血尿、頻尿、排尿痛等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコロ法による細胞診の検査
59	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 五 握力の測定
60	メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔(おう)吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定
61	沃(よ)化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 沃(よ)化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔(おう)吐、倦(けん)怠感、目のかすみ等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔(おう)吐、倦(けん)怠感、目のかすみ等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
62	溶接ヒューム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 溶接ヒュームによるせき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振戦(せん)、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振戦(せん)、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 五 握力の測定
63	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査 四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 七 胸部のエックス線直接撮影による検査
64	硫化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査
65	硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、嘔(か)声、流涎、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中の蛋(たん)白の有無の検査

特定化学物質健康診断（業務内容・健康診断の期間・実施項目）

	業務	期間	項目
66	四-アミノジフェニル及びその塩 (これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四-アミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、眠気、倦(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
67	四-ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務	6月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四-ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、眠気、倦(けん)怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼(そう)白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査又は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査

特定化学物質健康診断（第2次健診 業務・項目）

	業務	項目
1	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ジクロロベンジン及びその塩 三 オルトトリジン及びその塩 四 ジアニシジン及びその塩 五 オーラミン 六 パラージメチルアミノアゾベンゼン 七 マゼンタ 八 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路検査等の画像検査
2	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
3	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベーターナフチルアミン及びその塩 二 アルファナフチルアミン及びその塩 三 オルトトルイジン 四 前三号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
4	塩素化ピフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 白血球数の検査 四 肝機能検査
5	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 胸部理学的検査 三 肺換気機能検査 四 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼(てん)布試験又はヘマトクリット値の測定
6	ベンゾトリクロリド(これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査（血液像を含む。）、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査
7	アクリルアミド(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 末梢(しよう)神経に関する神経医学的検査
8	アクリロニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 血漿(しょう)コリンエステラーゼ活性値の測定 三 肝機能検査
9	インジウム化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。）、血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
10	エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査
11	アルキル水銀化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 血液中及び尿中の水銀の量の測定 三 視野狭窄(さ)の有無の検査 四 聴力の検査 五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮(きつ)抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査
12	エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 骨髄性細胞の算定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査
13	塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 肝又は脾(ひ)の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルトタミルトランスぺプチダー 三 医師が必要と認める場合はジアノグリーニン法(IGG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾(ひ)のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査

特定化学物質健康診断（第2次健診 業務・項目）

	業務	項目
14	塩素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査
15	オルトーフタロジニトリル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 四 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定
16	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルファ1-ミクログロブリンの量若しくはN-アセチルグルコサミンターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰(かくたん)の細胞診 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査
17	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
18	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 一・四-ジオキサン 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミンオキサロセチントランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビツトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査を除く。)又は腎機能検査
19	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
20	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 尿中のコバルトの量の測定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験
21	五酸化バナジウム(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 視力の検査 三 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 四 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定
22	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
23	酸化プロピレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
24	三酸化ニアンチモン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査
25	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 四塩化炭素 二 一・二-ジクロロエタン 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査(血清グルタミンオキサロセチントランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビツトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査を除く。)又は腎機能検査
26	三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿道造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
27	一・二-ジクロロプロパン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

特定化学物質健康診断（第2次健診 業務・項目）

	業務	項目
28	ジクロロメタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA-19等の腫瘍（しゅよう）マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
29	ジメチルエーニ・ニージクロロビニルホスフェイト（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 肝機能検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 四 白血球数及び白血球分画の検査 五 神経学的検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
30	一・一・ジメチルヒドラジン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 肝機能検査
31	臭化メチル（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査
32	水銀又はその無機化合物（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 神経医学的検査 三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣（さ）検鏡の検査
33	ステレン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンオキサロセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査を除く。）、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査
34	一・一・ニ・ニートラクロロエタン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査（血清グルタミンオキサロセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査を除く。）
35	テトラクロロエチレン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿沈渣（さ）検鏡の検査、尿沈渣（さ）のパパニコラ法による細胞診の検査、膀胱（ぼうこう）鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンオキサロセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査を除く。）又は腎機能検査
36	トリクロロエチレン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、血液像その他の血液に関する精密検査、CA19-9等の血液中の腫瘍（しゅよう）マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミンオキサロセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（ γ -GTP）の検査を除く。）、腎機能検査、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査
37	トリレンジイソシアネート（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査
38	ナフタレン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一ーナフトール及び二ーナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査（尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一ーナフトール及び二ーナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

特定化学物質健康診断(第2次健診 業務・項目)

	業務	項目
39	ニッケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、皮膚貼(てん)布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿管機能検査又は鼻腔(くう)の耳鼻科学的検査
40	ニッケルカルボニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 肺換気機能検査 三 胸部理学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定
41	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 三 心電図検査 四 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査
42	パラニトロクロロベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三 尿中の潜血検査 四 肝機能検査 五 神経医学的検査 六 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定
43	砒(ひ)素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒(ひ)素化合物(砒(ひ)酸、亜砒(ひ)酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
44	弗(ふっ)化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗(ふっ)素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定
45	ペータープロピオクラトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
46	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 血液像その他の血液に関する精密検査 三 神経医学的検査
47	ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 肝機能検査 四 白血球数の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフエノールの量の測定
48	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定
49	メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査
50	沃(よう)化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査
51	溶接ヒューム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定

特定化学物質健康診断(第2次健診 業務・項目)

	業務	項目
52	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液生化学検査、喀痰(かくたん)の細胞診又は気管支鏡検査
53	硫化水素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査
54	硫酸ジメチル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査
55	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四-アミノジフェニル及びその塩 二 四-ニトロジフェニル及びその塩 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メヘモグロビンの量等の赤血球系の

一般健康診断検査項目

検査項目	検査内容	① 定期	①' 特定業務 従事	② 雇入時	③ 附属学校	④ 海外派遣 労働者	備考
既往歴及び 業務歴の調査	喫煙歴及び 服薬歴の聴取徹底	○	○	○	○	○	
自覚症状及び 他覚症状有無の検査		○	○	○	○	○	自覚する事項を中心に聴取。他覚症状は、本人の訴え及び問視診等による医師の判断による。
身長		○	○	○	○	○	肥満度指数(BMI)を算出するために必要。 20歳以上は医師の判断で他の方法で把握することができるときは省略可。
体重		○	○	○	○	○	
腹囲		○	○	○	○	○	
視力		○	○	○	○	○	
聴力		○	○	○	○	○	1000Hz, 4000Hzの純音使用のオーディオメーターによる検査を実施。
胸部エックス線検査	直接撮影	○	△1	○	○	○	△1特定業務従事者は年1回
喀痰検査	喀痰検査	△2	—	△2	△2	△2	△2 胸部エックス線検査によって疾病の発見されない者、結核発病のおそれのない者は省略可
血圧検査		○	○	○	○	○	
尿検査	糖・蛋白	○	○	○	○	○	
貧血検査	血色素量(Hb) 赤血球数(RBC)	○	△3	○	○	○	△3 診察医の判断により検査項目の省略
肝臓機能検査	GOT	○	△3	○	○	○	
	GPT	○	△3	○	○	○	
	γ-GTP	○	△3	○	○	○	
血中脂質	HDLコレステロール	○	△3	○	○	○	
	LDLコレステロール	○	△3	○	○	○	
	中性脂肪(TG)	○	△3	○	○	○	
血糖検査	空腹時血糖	○	△3	○	○	○	
	HbA1c(食後)	○	△3	○	○	○	
腎機能検査	血清クレアチニン検査	40歳以上	—	40歳以上			
	eGFR		—				
心電図検査	安静時標準12誘導	○	—	○	○	○	
腹部超音波検査・ 胃部エックス線検査		—	—	—	40歳以上	○	【海外派遣労働者の健康診断】 6月以上の派遣者が対象 左記の検査については、医師が必要と認める場合に限り実施。
血中尿酸量検査		—	—	—	—	○	
B型肝炎ウイルス抗体検査		—	—	—	—	○	
血液型(ABO式, Rh式)		—	—	—	—	派遣前	
糞便塗抹検査		—	—	—	—	派遣後	

① 定期健康診断は労働安全衛生規則第44条による

② 雇入時健康診断は労働安全衛生規則第43条による

③ 附属学校職員は労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法施行規則第13条による

④ 海外派遣労働者の健康診断は受診日から6月以内のものであれば、その検査項目を満たす結果票の提出で代替可

令和8・9年度 職員健康診断実施日程

別紙5

<定期健康診断(特定業務従事者(別紙2)の健康診断を含む)>

令和8年度	上半期 (定期・特定業務・特殊)	下半期 (特定業務・特殊)	受付時間	健診会場
千原事業場	6月16日(火)～19日(金)	11月30日(月) ・12月1日(火)	8:30～11:00	全保連ステーション (3階大会館)
西普天間事業場	6月3日(水)～10日(水) (土日を除く)	12月3日(木)～9日(水) (土日を除く)	8:00～11:30 13:00～15:00	管理・研修棟 (4階大会議室)

令和9年度	上半期 (定期・特定業務・特殊)	下半期 (特定業務・特殊)	受付時間	健診会場
千原事業場	6月15日(火)～18日(金)	11月29日(月)・30日(火)	8:30～11:00	全保連ステーション (3階大会館)
西普天間事業場	6月2日(水)～6月9日(水) (土日を除く)	12月2日(木)～12月8日(水) (土日を除く)	8:00～11:30 13:00～15:00	管理・研修棟 (4階大会議室)

<特殊健康診断等>6月ごとに1回実施

有機溶剤等健康診断	有機溶剤等取扱業務従事者	定期健康診断と同時期・同会場にて 実施 *歯科健康診断は学外歯科医院にて実施 日程は別途調整します。
特定化学物質健康診断	特定化学物質取扱業務従事者	
高気圧業務健康診断	高気圧業務従事者	
電離放射線健康診断	放射線業務従事者	
歯科健康診断	有害物質(酸)取扱業務従事者	
騒音作業健康診断	騒音作業業務従事者	
振動業務健康診断	振動業務従事者(チェーンソー等)	

随時実施健康診断(委託健診機関)

雇入時の健康診断	新規に採用される職員(採用前～試用期間中に受診)
海外派遣労働者の健康診断	海外業務に6月以上派遣される職員(※派遣前及び派遣後)
未受診者の健康診断	定期健康診断実施時に不在であった職員

令和8年度及び令和9年度 琉球大学学生特殊健康診断等実施要項

1. 対 象

全学生（学部、大学院、専攻科、研究生等）のうち特定業務及び特殊業務に該当する実験等を行っている学生（調査を実施して把握予定）
受診予定者数 約 100 人（上半期、下半期 各 50 人）

2. 期 間

- ①一年度内に2回実施される職員の出張健康診断の際に実施する。
- ②授業等で必要のある場合は、随時健診機関と調整する。

3. 場 所

- ①本学（千原及び西普天間キャンパス）にて実施
- ②健診機関にて受診

4. 診断項目及び実施方法

（1）項目

労働安全衛生法に基づく（別表 学生特定業務従事及び学生特殊健康診断検査項目一覧のとおり）。

（2）実施方法

- ①大学が受診者の検査項目等の情報を健診機関と調整し、取りまとめの上、期限までに提出する。
- ②受託機関は健診当日までに学生個人の問診票を作成し、会場へ持参すること。
- ③健診当日及び報告は職員健康診断実施要項に同じ。ただし、当日の受付は、本学保健管理センター保健師及び学生支援課学生係職員により行う。

5. 費用請求について

職員健康診断実施要項と同様に行うこと。ただし、請求書等は各所属学部・研究科等に分け、学生部学生支援課へ提出すること。

6. そ の 他

- （1）健診機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。これは契約期間終了後も厳守すること。
- （2）この要項に定めることのほか、健康診断の実施に関して必要な事項は本学及び委託機関が協議の上、定めるものとする。

7. 担 当

学生部学生支援課学生係

TEL : 098-895-8127

FAX : 098-895-8128

e-mail : gkgkari@acs.u-ryukyu.ac.jp

令和8年度 学生特殊健康診断等 部局別実施日程一覧

特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断（特殊健康診断等）は、職員定期健康診断と同時期・同場所にて実施（ただし、歯科検診は、別途調整する）。

対象部局等		実施期日		受付時間	場所
千原事業場	人文社会学部 国際地域創造学部 教育学部、理学部 工学部、農学部 人文社会科学研究科 地域共創研究科	6 月 期	・6月16日(火)～ 6月19日(金)	8:30～11:00	大学会館3階 特別会議室
	教育学研究科 理工学研究科 農学研究科 法務研究科 共同利用施設等	12 月 期	・11月30日(月)～ 12月1日(火)	8:30～11:00	
西普天間事業場	医学部 医学研究科 保健学研究科	6 月 期	・6月3日(水)～ 6月10日(水)	午前 8:30～11:30 午後 13:00～16:30	管理・研修棟 4階大会議室
		12 月 期	・12月3日(木)～ 12月9日(水)	午前 8:30～11:30 午後 13:00～16:30	

有機溶剤健康診断	有機溶剤等取扱業務従事者	特定業務従事者健診と同時期・同場所にて実施（歯科検診は別途調整）
特定化学物質等健康診断	特定化学物質取扱従事者	
高気圧業務健康診断	高気圧業務従事者	
電離放射線健康診断	放射線業務従事者	
歯科医師による健康診断	有害物質取扱業務従事者	

令和8年度及び令和9年度 琉球大学病院職員抗体検査実施要項

1 対 象

琉球大学病院採用職員のうち、患者に直接関わる業務を行っている職員ならびに業務上、血液や体液、検体などを取り扱う職員で入職時に HBs抗体価の提出がない方、B型肝炎ワクチン1クール接種後の確認検査が必要な職員
約 120 人(令和 7 年度実績)

2 期 間

令和 8 年6月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日

3 場 所

健康診断委託機関で受検する(職員健康診断受診に合わせて受診。受診票持参)。

4 検査項目及び検査法

	検 査 項 目	検 査 法
1	HBs 抗体	CLIA または CLEIA

5 費用請求について

職員健康診断実施要項と同様に行うこと。ただし、請求書等は西普天間キャンパス事務部総務課労務・職員係へ提出する。

6 検査結果報告

検査結果は、封書及び本学指定の形式により西普天間キャンパス事務部総務課労務・職員係へ提出する。

- ① 個人結果通知書
- ② 検査結果一覧表
- ③ 電子データ(CSV または Excel 形式にて CD-R に保存)

7 そ の 他

- (1) 健康診断委託機関及び委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。これは契約期間終了後も厳守すること。
- (2) この要項に定めることのほか、健康診断の実施に関して必要な事項は本学及び委託機関が協議のうえ定めるものとする。

8 担 当 西普天間キャンパス事務部総務課労務・職員係

TEL:098-894-1329

E-mail: byssyoku@acs.u-ryukyu.ac.jp

一般健康診断(雇入時・定期)

検査項目表

別紙1/7

雇入時健康診断

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	診察(医師による)	499		
2	身長・体重			
3	視力検査			
4	聴力検査(2周波)			
5	胸部X線(直接)			
6	血圧測定			
7	貧血検査(Hb・RBC)			
8	肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)			
9	血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG)			
10	尿検査(糖・蛋白)			
11	心電図検査(12誘導)			
12	腹囲			
13	※血糖検査(BS)空腹時	460		
14	※血糖検査(HbA1c)食後	39		
15	血清クレアチニン検査・eGFR ※40歳以上の方、追加実施	148		

※HbA1cを検査する場合は、BS検査後の実施となる。

定期健康診断

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	診察(医師による)	3,470		
2	身長・体重			
3	視力検査			
4	聴力検査(2周波)			
5	胸部X線(直接)			
6	血圧測定			
7	貧血検査(Hb・RBC)			
8	肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)			
9	血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG)			
10	尿検査(糖・蛋白)			
11	心電図検査(12誘導)			
12	※血糖検査(BS)空腹時			
13	※血糖検査(HbA1c)食後	949		
14	腹囲	3,418		
15	血清クレアチニン検査・eGFR ※40歳以上の方、追加実施	1,610		

※HbA1cを検査する場合は、BS検査後の実施となる。

特定業務従事者 その他追加項目

検査項目表

別紙2/7

特定業務従事者（省略あり）

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	診察（医師による）	1,549		
2	身長			
3	体重			
4	腹囲			
5	視力検査			
6	聴力検査（2周波）			
7	血圧測定			
8	尿検査（糖）			
9	尿検査（蛋白）			

医師の判断で省略可能

10	心電図検査（12誘導）	208		
11	貧血検査（RBC）	544		
12	貧血検査（Hb）			
13	肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）	552		
14	血中脂質検査（HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG）	630		
15	※血糖検査（BS）空腹時	630		
16	※血糖検査（HbA1c）食後	206		
※HbA1cを検査する場合は、BS検査後の実施となる。			合計	0

その他追加項目

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
17	胸部X線（直接）	2		
18	喀痰検査	2		
19	血清クレアチニン検査（40歳未満の者を除く）	2		
20	eGFR（40歳未満の者を除く）	2		
21	胃部レントゲン検査（間接）	2		
22	腹部超音波検査	2		
23	血中尿酸量検査	2		
24	HBs抗体価検査 [CLEIA（化学発光酵素免疫測定）法又はGLIA（化学発光免疫測定）法]	145		
25	ウイルス抗体価検査（麻疹・風疹・ムンプス・水痘 [EIA（酵素抗体測定）法]	2		
26	血液型（ABO式及びRh式）	2		
27	寄生虫検査（塗抹）	2		
			合計	0

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	第一次検査 ①既往歴および高気圧業務歴の調査 ②自覚症状又は他覚症状の有無の検査 ③四肢の運動機能の検査 ④鼓膜及び聴力の検査 ⑤血圧の測定並びに尿糖および尿蛋白 ⑥肺活量	14		
2	第二次検査(※医師が必要と認めた場合に実施) ①作業条件検査 ②肺換気機能検査 ③心電図検査 ④間接部のエックス線直接撮影による検査	2		

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	合計(円)
1	電離A ①被ばく歴の有無の調査およびその評価 ②白血球数(WBC)、白血球百分率 ③赤血球数(RBC)および血色素(Hb=ヘモグロビン)血液(Ht=ヘマトクリット) ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	1,047		
2	電離B (医師が必要でないと認めるとき省略) ①被ばく歴の有無の調査およびその評価	2		

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	有機則による基本項目(必ず実施すべきもの) ①業務歴 ②既往歴 ③自覚・他覚症状 ④*尿中の有機溶剤の代謝物量の検査	109		

*有機溶剤の種類に応じ実施する検査項目(参考表あり)

①	1-⑤尿中代謝物量の検査			
・	尿中代謝物検査(メチル馬尿酸)	44		
・	尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド)	2		
・	尿中代謝物検査(トリクロ酢酸)	2		
・	尿中代謝物検査(馬尿酸)	2		
・	尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン)	3		
②	肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)	1		
・	肝機能検査(TP)	2		
・	肝機能検査(BIL)	2		
・	肝機能検査(ALP)	2		
・	肝機能検査(LDH)	2		
③	血液検査(Hb・RBC)	2		
④	眼底検査	2		

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

1	作業条件の調査	2		
2	貧血検査	2		
3	肝機能検査	2		
4	尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査	2		
5	神経内科学的検査	2		
			合計	0

参考表

	有機溶剤の種類	検査項目				琉大で使っているもの
		代謝物	肝機能	貧血	眼底	
1	キシレン、スチレン、トルエン、1,1,1-トリクロロエタン ノルマルヘキサン	○				○
2	N,N-ジメチルホルムアミド、トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	○	○			○
3	クロルベンゼン、オルトジクロロベンゼン、クロロフォルム 四塩化炭素 1,4-ジオキサン 1,2-ジクロロエタン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,2,2-テトラクロロエタン クレゾール		○			○
4	エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールモノブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル			○		
5	二硫化水素				○	○

参考表1の代謝物の検査内容

	検査内容	対象物質	琉大で使っているもの
1	尿中代謝物検査(メチル馬尿酸)	キシレン	○
2	尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド)	N,N-ジメチルホルムアミド	○
3	尿中代謝物検査(トリクロ酢酸)	1,1,1-トリクロロエタン	○
4	尿中代謝物検査(馬尿酸)	トルエン	○
5	尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン)	ノルマルヘキサン	○
6	尿中代謝物検査(マンデル酸)	スチレン	
7	尿中代謝物検査(尿中トリクロ酢酸または総三塩化物)	トリクロロエチレン	
8	尿中代謝物検査(尿中トリクロ酢酸または総三塩化物)	テトラクロロエチレン	

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	特化則による基本項目(必ず実施すべきもの) ①業務の経歴 ②既往歴の有無 ③自覚・他覚症状の有無 ④作業条件	39		
2	皮膚所見の有無	34		
3	鼻腔の所見の有無	4		
4	カドミウム黄色環の有無	2		
5	肝又は脾の腫大の有無	2		
6	握力	2		
7	血圧	2		
8	肺活量	2		
9	胸部X線直接撮影	2		
10	尿蛋白	2		
11	尿糖	2		
12	尿中ウロビリノーゲン	2		
13	尿潜血	1		
14	尿沈渣	2		
15	尿中代謝物(マンデル酸)	2		
16	尿中代謝物(トリクロロ酢酸)	2		
17	尿中代謝物(総三塩化物)	2		
18	赤血球	2		
19	白血球数	2		
20	GOT、GPT、ALP等肝機能検査	30		
21	血清インジウム	2		
22	血清KL-6	2		
23	マンデル酸+フェリルグリオキシル酸の総量	2		
24	白血球分画	2		
25	尿中β2-ミクログロブリンの量	2		
26	血液中カドミウムの量	2		
			合計	0

※血液検査はBSまたはHbA1cのいずれか一つを検査する。

	検査項目	予定件数 (2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	定期健康診断・雇入時および離職時等に実施 1. 既往歴・業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚所見の有無の検査 3. オージオメーターによる気導純音聴力検査 (250・500・1000・2000・4000・6000・8000Hz)	6		
			合計	-

学生 特定業務従事者

検査項目表

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	診察(医師による)	53		
2	身長			
3	体重			
4	腹囲			
5	視力検査			
6	聴力検査(2周波)			
7	血圧測定			
8	尿検査(糖)			
9	尿検査(蛋白)			

医師の判断で省略可能

10	心電図検査(12誘導)	52		
11	貧血検査(RBC)	53		
12	貧血検査(Hb)			
13	肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)	53		
14	血中脂質検査(HDLコレステロール・LDLコレステロール・TG)	53		
15	※血糖検査(BS)空腹時	53		
16	※血糖検査(HbA1c)食後	11		
※HbA1cを検査する場合は、BS検査後の実施となる。			合計	0

その他追加項目

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
17	胸部X線(直接)	2		
18	喀痰検査	2		
19	血清クレアチニン検査(40歳未満の者を除く)	2		
20	eGFR(40歳未満の者を除く)	2		
21	胃部レントゲン検査(間接)	2		
22	腹部超音波検査	2		
23	血中尿酸量検査	2		
24	HBs抗体価検査[CLEIA(化学発光酵素免疫測定)法又はCLIA(化学発光免疫測定)法]	2		
25	ウイルス抗体価検査(麻疹・風疹・ムンプス・水痘[EIA(酵素抗体測定)法])	2		
26	血液型(ABO式及びRh式)	2		
27	寄生虫検査(塗抹)	2		
			合計	0

学生 特殊健康診断 高気圧業務健康診断

検査項目表

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	第一次検査 ①既往歴および高気圧業務歴の調査 ②自覚症状又は他覚症状の有無の検査 ③四肢の運動機能の検査 ④鼓膜及び聴力の検査 ⑤血圧の測定並びに尿糖および尿蛋白 ⑥肺活量	25		
2	第二次検査(※医師が必要と認めた場合に実施) ①作業条件検査 ②肺換気機能検査 ③心電図検査 ④間接部のエックス線直接撮影による検査	2		
			合計	0

学生 特殊健康診断 電離放射線健康診断

検査項目表

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	電離A ①被ばく歴の有無の調査およびその評価 ②白血球数(WBC)、白血球百分率 ③赤血球数(RBC)および血色素(Hb=ヘモグロビン)血液(Ht=ヘマトクリット) ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	16		
2	電離B (医師が必要でないと認めるとき省略) ①被ばく歴の有無の調査およびその評価	2		
			合計	0

	検査項目	予定件数(2年分)	単価 (円) (税抜)	計(円)
1	有機則による基本項目 (必ず実施すべきもの) ①業務歴 ②既往歴 ③自覚・他覚症状 ④*尿中の有機溶剤の代謝物量の検査	96		

*有機溶剤の種類に応じ実施する検査項目 (参考表あり)

①	1-⑤尿中代謝物量の検査			
・	尿中代謝物検査(メチル馬尿酸)	1		
・	尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド)	2		
・	尿中代謝物検査(トリクロ酢酸)	2		
・	尿中代謝物検査(馬尿酸)	3		
・	尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン)	7		
②	肝機能検査 (GOT・GPT・γGTP)	2		
・	肝機能検査 (TP)	2		
・	肝機能検査 (BIL)	2		
・	肝機能検査 (ALP)	2		
・	肝機能検査 (LDH)	2		
③	血液検査 (Hb・RBC)	2		
④	眼底検査	2		

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

1	作業条件の調査	2		
2	貧血検査	2		
3	肝機能検査	2		
4	尿中蛋白の有無検査を除く腎機能検査	2		
5	神経内科学的検査	2		
			合計	0

参考表

	有機溶剤の種類	検査項目				琉大で使っているもの
		代謝物	肝機能	貧血	眼底	
1	キシレン、スチレン、トルエン、1,1,1-トリクロロエタン ノルマルヘキサン	○				○
2	N,N-ジメチルホルムアミド、トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	○	○			○
3	クロルベンゼン、オルトジクロロベンゼン、クロロフォルム 四塩化炭素 1,4-ジオキサン 1,2-ジクロロエタン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,2,2-テトラクロロエタン クレゾール		○			○
4	エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールモノブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル			○		
5	二硫化水素				○	○

参考表1の代謝物の検査内容

	検査内容	対象物質	琉大で使っているもの
1	尿中代謝物検査(メチル馬尿酸)	キシレン	○
2	尿中代謝物検査(N-メチルホルムアミド)	N,N-ジメチルホルムアミド	○
3	尿中代謝物検査(トリクロ酢酸)	1,1,1-トリクロロエタン	○
4	尿中代謝物検査(馬尿酸)	トルエン	○
5	尿中代謝物検査(2-5ヘキサンジオン)	ノルマルヘキサン	○
6	尿中代謝物検査(マンデル酸)	スチレン	
7	尿中代謝物検査(尿中トリクロ酢酸または総三塩化物)	トリクロロエチレン	
8	尿中代謝物検査(尿中トリクロ酢酸または総三塩化物)	テトラクロロエチレン	

学生 特殊健康診断 特定化学物質健康診断

検査項目表

	検査項目	予定件数(2年分)	単価(円) (税抜)	計(円)
1	特化則による基本項目(必ず実施すべきもの) ①業務の経歴 ②既往歴の有無 ③自覚・他覚症状の有無 ④作業条件	26		
2	皮膚所見の有無	24		
3	鼻腔の所見の有無	14		
4	カドミウム黄色環の有無	2		
5	肝又は脾の腫大の有無	2		
6	握力	2		
7	血圧	2		
8	肺活量	2		
9	胸部X線直接撮影	2		
10	尿蛋白	2		
11	尿糖	2		
12	尿中ウロビリノーゲン	2		
13	尿潜血	2		
14	尿沈渣	2		
15	尿中代謝物(マンデル酸)	2		
16	尿中代謝物(トリクロロ酢酸)	2		
17	尿中代謝物(総三塩化物)	2		
18	赤血球	2		
19	白血球数	2		
20	GOT、GPT、ALP等肝機能検査	10		
21	血清インジウム	2		
22	血清K L-6	2		
23	マンデル酸+フェリルグリオキシル酸の総量	2		
24	白血球分画	2		
25	尿中β2-ミクログロブリンの量	2		
26	血液中カドミウムの量	2		
			合計	0